

第8期 荒川区高齢者プランの 基本方針・重点事業 を紹介します

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取り組み

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味等、高齢者一人ひとりが自ら希望する形で、充実した生活を送ることができるよう、社会参加を促進します。
また、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域を支える包括的な支援を提供します。

ふれあい絆・活サロン補助事業

住民主体で運営する身近で気軽に通える場を確保・維持することによって、引きこもり予防、介護予防等の支援をします。

住民主体の地域介護予防活動への支援

介護予防・重度化防止のため、介護予防に資する住民主体の活動を実施する団体を支援します。

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操

荒川区健康づくり体操群(上記3つの体操)の中から区民が自らのライフスタイルに合わせた体操を選択し、運動習慣を身に付けられるように支援します。
他の介護予防事業との連携強化に努め、コロナ禍でのフレイル予防を推進します。
働き盛り世代の健康づくり事業との連続性を担保することにより、生涯を通した運動習慣の獲得を図ります。

高齢者みまもりネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心した生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と連携して、地域全体で支える体制を構築します。

生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスを充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した体制を整備します。

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が介護予防活動や健康づくりに取り組み、有する能力を維持・向上できるよう支援します。
また、認知症に対する区民の理解促進、認知症の早期発見・早期診断・早期治療を行うことで、進行を遅らせられるような取り組みや在宅生活を続けることができる体制を整備します。

荒川ころばん体操リーダー養成・支援

荒川区健康づくり体操群の普及啓発を行うための、荒川ころばん体操リーダー養成に加え、高齢化が進んでいるリーダーへ継続的に支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

心身機能の改善・維持等のための介護予防活動を通して、要支援者等の自己の能力を最大限に生かし、生活機能や地域への参加意欲を向上させ、自立の促進や重度化の防止を図ります。

認知症に関する普及啓発・本人発信支援

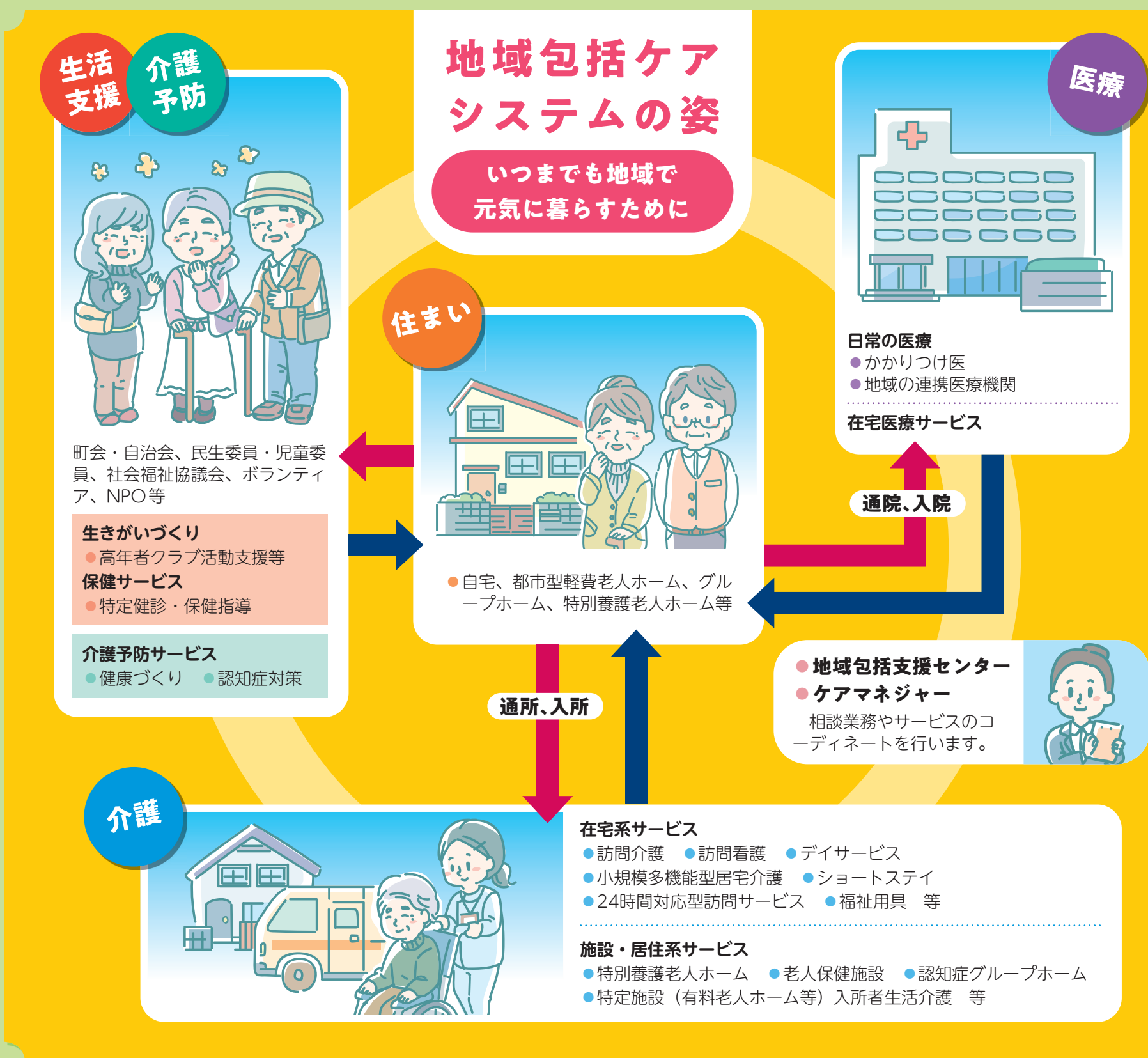
認知症は誰もがなる可能性があること、早期発見・対応が重要であること等、認知症について区民の理解を深め、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

生活支援

介護予防

区では、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる社会の実現に向けて、下図のようなさまざまなサービスがネットワークを結び取り組みを行っています。

第8期プランでは、「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことを目的とし、引き続き、地域包括ケアシステムを構成する5本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿って、介護予防と健康づくりを推進するとともに、中重度の要介護者の在宅生活を支えるための施策を推進していきます。第8期プランの基本方針・重点事業は、次のとおりです。



介護

基本方針3 介護サービスの充実

要介護・要支援認定者が、自立した生活に向けて必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、介護サービスのさらなる充実を図ります。

介護サービス事業者との連携

介護サービスを利用する方が質の高いサービスを受けることができるよう、また事業者が関係法令に沿って適切に運営できるよう、介護事業者と連携し、質の向上を図ります。

地域ケア会議

個別ケースの支援内容を多職種で検討することで、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や高齢者に関わる多職種のネットワークの構築を推進するとともに、個別ケースから地域課題を把握し、資源の開発や事業の充実等、課題解決の取り組みを推進します。

住まい

基本方針4 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き多様な住まいの確保を図るとともに、社会福祉法人やNPO等の居住者支援団体を構成員とする居住支援協議会の設置に向けて取り組みます。
また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

高齢者向け住宅・施設の確保

都市型軽費老人ホーム等の民間主導による整備支援や空き家等の既存ストックを活用する等、高齢者の多様なニーズに合わせ、施設・住宅の確保に努めていきます。

医療

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護等の高齢者支援に携わる機関が連携し、必要ときに必要な社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みを作るとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指していきます。

医療と福祉の連携推進事業

在宅療養の支援者間の連携強化および療養環境を整備し、医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送り、在宅等での看取りを希望した際にも叶えられる体制を整備していきます。

地域包括支援センター事業

高齢者の心身の健康の保持・生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援していきます。
地域包括ケアシステムの中核機関として、関係機関のネットワーク構築や地域活動者の支援・コーディネートを行います。

高齢者虐待対策事業

高齢者の虐待を早期に発見し、深刻な状況になる前に適切な支援を実施することによって、虐待防止の推進を図るとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行い、権利擁護を推進します。

成年後見事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう成年後見制度を利用した支援を行い、本人の権利擁護・福祉向上を図ります。

第8期介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき策定するもので、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体のものとして、荒川区高齢者プランを策定します。

第8期介護保険事業計画では、国の指針や制度改正の影響、近年の区の給付実績等を踏まえて必要なサービス量や給付費(サービス利用料等の総額)等を推計し、令和3～5年度の介護保険料を定めます。

区では、近年の介護給付費の傾向や制度改正の影響を見極めながら、第8期介護保険事業計画を作成し、保険料を算出していきます。